平成２２年（フ）第１６８号
茨城県神栖市知手179番地４
債務者　土屋久美代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１６９号
茨城県神栖市田畑624番地38　第37平成荘５号棟
債務者　伊藤　　博（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７０号
茨城県潮来市島須2297番地
債務者　潮田　令子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７２号
茨城県鹿嶋市大字角折1429番地１
債務者　長岡　良美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７４号
茨城県神栖市神栖３丁目11番２号　マウントリヴァＶ101
債務者　鈴木　真也
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７７号
茨城県鹿嶋市大字谷原263番地１
債務者　大川　裕治
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８０号
茨城県鹿嶋市大字平井290番地53
債務者　江畑　明美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８６号
茨城県神栖市知手中央１丁目８番33号　ル・バロンＢｌｏｃｋ．Ⅱ　102号室
債務者　田倉　由美（旧姓長島・山本・齋藤）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１２９２号
千葉県市川市南八幡１丁目10番７号セピアハウス202号
債務者　伊崎真一郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０２号
千葉県市川市相之川３丁目７番７―102号サンフィールド
債務者　丸山　　毅
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４９号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目24番３―207号
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区29棟404号
債務者　佐々木とわ子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２３号
千葉市緑区高田町368番地
債務者　高橋美智代
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３６号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目1810番地
債務者　栗原　　格
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４８号
千葉市若葉区大宮町3777番地
債務者　山口嘉志朗
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７０号
千葉市美浜区真砂３丁目12番12棟304号
債務者　武田　政江（旧姓小河原）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８４号
千葉県習志野市鷺沼３丁目12番30号　メゾンＫ105号
債務者　西川　祐司
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６８８号
千葉県市原市八幡石塚２丁目15番地１　白鳥ハイツ202
債務者　桃野　香織（旧姓浅野・笹原）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係